

2026年6月30日

各位

会社名 株式会社エブリー
代表者名 代表取締役社長 吉田 大成
(コード番号: 607A 東証グロース市場)
問合せ先 執行役員 CFO 小島 良
コーポレート本部長
(TEL 03-6434-0874)

新株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2026年6月30日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行の件

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 1,105,300株 |
| (2) 払込金額 | 未定(2026年7月16日開催予定の取締役会で決定する。) |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2026年7月27日に決定される予定の引受価額(引受人が当社に払込む金額)に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 発行価格による一般募集とし、SMB C日興証券株式会社を引受人として、全株式を買取引受けさせる。
ただし、発行価格と同時に決定する引受価額が払込金額を下回る場合は、本公募による新株式発行を中止する。 |
| (5) 発行価格 | 未定(払込金額決定後、払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2026年7月27日に決定する。) |
| (6) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (7) 申込期間 | 2026年7月28日(火曜日)から
2026年7月31日(金曜日)まで |
| (8) 払込期日 | 2026年8月3日(月曜日) |

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (9) 受 渡 期 日 2026年8月4日(火曜日)
- (10) 申 込 株 数 単 位 100株
- (11) 払込金額その他公募による新株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定し、その他公募による新株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (12) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 4,815,100株
- (2) 売出人及び売出株式数
- | | |
|--|------------|
| 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号
KDDI株式会社 | 1,834,400株 |
| 636 Waverley St, Suite 100, Palo Alto, CA
94301, USA
WiL Fund II, L.P. | 768,000株 |
| CAMPBELLS CORPORATE SERVICES LIMITED Floor
4 Willow House, Cricket Square Grand
Cayman KY1-9010 Cayman Islands
DCM Ventures China Fund (DCM VIII), L.P. | 731,000株 |
| 東京都千代田区二番町5-1
グロービス5号ファンド投資事業有限責任組合 | 446,900株 |
| 東京都中央区京橋一丁目15番1号
味の素株式会社 | 221,800株 |
| PO Box 309, Ugland House, South Church
Street, George Town, Grand Cayman KY1-1104
Cayman Islands
Globis Fund V, L.P. | 190,900株 |
| 東京都中央区八重洲一丁目3番4号
SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合 | 169,000株 |
| 東京都渋谷区
赤坂 優 | 167,000株 |
| 東京都目黒区
山本 朋恵 | 90,000株 |
| 東京都品川区東品川2-2-24 天王洲セントラルタワー13F
KANAMEL株式会社 | 66,500株 |
| CAMPBELLS CORPORATE SERVICES LIMITED Floor
4 Willow House, Cricket Square Grand
Cayman KY1-9010 Cayman Islands
DCM VIII, L.P. | 60,500株 |
| 東京都渋谷区桜丘町26番1号セルリアンタワー
GMO VenturePartners 4 投資事業有限責任組合 | 51,100株 |

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

CAMPBELLS CORPORATE SERVICES LIMITED Floor
4 Willow House, Cricket Square Grand
Cayman KY1-9010 Cayman Islands
DCM Affiliates Fund VIII, L.P.

18,000 株

- (3) 売 出 方 法 売出価格による売出しとし、SMB C日興証券株式会社、株式会社SBI証券、マネックス証券株式会社、松井証券株式会社及び丸三証券株式会社を引受人として、全株式を買取引受けさせる。なお、本売出株式の一部は、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
- (4) 売 出 価 格 未定。上記1.における発行価格と同一とする。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は上記1.における引受価額と同一とする。
- (6) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (7) 受 渡 期 日 上記1.における受渡期日と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (9) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記1.の新株式発行を中止する場合は、本株式売出しも中止する。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 上限 888,000 株
なお、売出株式数は上限を示したもので、需要状況等により減少する、又は本株式売出しが全く行われぬ場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案したうえで、2026年7月27日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMB C日興証券株式会社
- (3) 売 出 方 法 SMB C日興証券株式会社が、上記1.の公募による新株式発行及び上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、当社株主である吉田大成（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について売出価格により追加的に売出しを行う。
- (4) 売 出 価 格 未定。上記1.における発行価格と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 上記1.における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (8) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記1.の新株式発行を中止する場合は、本株式売出しも中止する。

4. 第三者割当による新株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 888,000株
- (2) 払込金額 未定。上記1.における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、下記(4)に記載の割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当価格 未定。上記1.における引受価額と同一とする。
- (5) 割当先及び割当株数 SMBC日興証券株式会社 888,000株
ただし、割当価格が払込金額を下回る場合、本第三者割当による新株式発行を中止する。
- (6) 申込期日 2026年9月1日(火曜日)
- (7) 払込期日 2026年9月2日(水曜日)
- (8) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (9) 払込金額その他本第三者割当による新株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定し、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 上記(6)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しを中止する場合は、本第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 公募による新株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

募集株式の数	当社普通株式	1,105,300株
売出株式数	①引受人の買取引受による売出し	
	当社普通株式	4,815,100株
	②オーバーアロットメントによる売出し(※)	
	当社普通株式	上限888,000株

(2) 需要の申告期間 2026年7月17日(金曜日)から
2026年7月24日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 2026年7月27日(月曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 申込期間 2026年7月28日(火曜日)から
2026年7月31日(金曜日)まで

(5) 払込期日 2026年8月3日(月曜日)

(6) 受渡期日 2026年8月4日(火曜日)

(注) 上記(1)に記載の売出株式の一部は、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。

(※) オーバーアロットメントによる売出し等について

公募による新株式発行(以下「本募集」という。)及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、888,000株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、上記4.の第三者割当による新株式発行(以下「本第三者割当増資」という。)の割当を受ける権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、2026年8月28日行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から2026年8月28日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシ

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

ンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2026年7月27日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリーンシュエオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数（2026年6月30日現在）	19,632,808株
公募による新株式発行による増加株式数	1,105,300株
公募による新株式発行後の発行済株式総数	20,738,108株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	888,000株（注）
第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数	21,626,108株（注）

（注）本第三者割当増資の割当株式数の全株式に対しSMB C日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

3. 調達資金の使途

本募集による手取概算額213百万円に本第三者割当増資の手取概算額上限187百万円を合わせた、手取概算額合計上限401百万円については、事業拡大のための①採用活動費及び人件費、②広告宣伝費に充当する予定であります。

① 採用活動費及び人件費

当社の主力事業であるMarketing Solutionビジネスの強化及びデータ基盤の整備によるプラットフォームの拡大、並びに安定的な企業運営の継続を推進するために必要な高度な人材を確保するための採用活動費及び人件費の増額分の一部として、311百万円（2027年6月期：100百万円、2028年6月期：100百万円、2029年6月期：111百万円）を充当する予定であります。具体的には、各種広告商品の拡販及び提案力の強化を担う営業職、データ基盤の整備や新規機能開発等によるシステム基盤の拡充を担うエンジニア職、上場後の安定的な企業運営と内部管理体制の高度化を支えるコーポレート職の各領域における優秀な専門人材の継続的な採用にかかる費用に広く充当いたします。

② 広告宣伝費

自社サービスの認知拡大や、各種ビジネスにおける新規ユーザー及びリード顧客の獲得を目的として、広告宣伝費に90百万円（2027年6月期：30百万円、2028年6月期：30百万円、2029年6月期：30百万円）を充当する予定であります。具体的には、当社の主力事業であるMarketing Solutionビジネスの更なる成長に向けて、広告主（メーカー等）や小売企業を対

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

象としたBtoBビジネスにおける自社ソリューションの認知拡大及び新規のリード顧客獲得を目的とした各種マーケティング費用に資金を投下するほか、Consumerビジネスにおける自社プロダクトの新規ユーザー獲得及びアクティビティ活性化を目的としたプロモーション費用等にそれぞれ充当いたします。

また、上記調達資金は、具体的な充当期間までは、当社銀行口座にて適切に管理を行う方針であります。

※有価証券届出書提出時における想定発行価格（230 円）を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は継続的な株主への利益還元を中長期での経営上の重要な課題として認識しており、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、業績や財政状況を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。ただし、いまだ成長段階である現時点においては、資金を収益力強化のための事業開発投資や優秀な人材の確保などに対する投資に充当することで更なる事業拡大を図ることが将来的な株主に対する最大の利益還元につながると考えており、当社設立以来、配当を実施しておりません。

(2) 内部留保資金の用途

収益力強化のための事業開発投資や優秀な人材の確保など、資金を成長投資に充当していくこととしております。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

業績の推移・財政状態、今後の事業・投資契約、経営成績を勘案し、内部留保とのバランスをとりながら配当を実施していく方針であります。現時点において配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

(4) 過去3期間の配当状況

	2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期
1株当たり当期純損失(△)	△110,98円	△154.27円	△6.55円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)
実績配当性向	—	—	—
自己資本当期純利益率	—	—	—
純資産配当率	—	—	—

- (注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. 1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）、実績配当性向及び純資産配当率については、当社は配当を実施しておりませんので、記載しておりません。

5. ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人である吉田大成、売出人である KDDI 株式会社、味の素株式会社及び KANAMEL 株式会社、当社株主である伊藤忠食品株式会社、加藤産業株式会社、菅原千遥、株式会社ミライプロジェクトインベストメント、旭食品株式会社、セイノーホールディングス株式会社、SEGNEI VENTURES PTE. LTD. 及びその他6名並びに当社新株予約権者56名は、SMB C日興証券株式会社（以下「主幹事会社」という。）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日（上場（売買開始）日）から起算して180日目の2027年1月30日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

売出人である WiL Fund II, L.P.、DCM Ventures China Fund (DCM VIII), L.P.、グロービス5号ファンド投資事業有限責任組合、Globis Fund V, L.P.、SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合、DCM VIII, L.P.、GMO VenturePartners 4 投資事業有限責任組合及び DCM Affiliates Fund VIII, L.P. 並びに当社株主である DBJ キャピタル投資事業有限責任組合、SBI インキュベーション株式会社、SBI ベンチャー投資促進税制投資事業有限責任組合及び INTAGE Open Innovation 投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の2026年11月1日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等（ただし、その売却価格が本募集における発行価格又は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の2027年1月30日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却等（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等、ストック・オプションに係る新株予約権の発行及び新株予約権の行使による当社普通株式の発行等を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

6. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にご注意：

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

も販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い、販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 上記「4. 株主への利益配分等」における今後の利益配分にかかる部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。